

2016年11月02日

日本弁護士連合会会長
中本 和洋 様

Survivors of Incestuous Abuse

[通称：SIAb. (シアブ)]

代表 けいこ

<http://siab.jp>

貴会「性犯罪の罰則整備に関する意見書」へ反対の要望書

1. はじめに

平素より、人権や性暴力・性犯罪の問題に取り組んでいただき、ありがとうございます。

SIAb. (シアブ) は、近親姦虐待の被害当事者（以下、当事者と略称）が主体となって、近親姦虐待被害に特化したピアサポートを、2013年4月の発足以来行っています。

近親姦虐待被害からの回復に取り組む当事者同士が繋がり、お互いの回復と成長を語り、学び合いながら、健康的な社会生活を取り戻していくためのミーティング事業と、ある程度回復した当事者たちが、近親姦虐待問題について社会に対して声を発信していくことで、この問題に関する知識や理解が広がり、社会全体で盛んな議論や活動が展開され、治療方法や予防方法が日々検討されていくような社会になることを目標としたSIAb.Projectを行っています。

さて、私たち当事者は、この度の約100年振りである刑事法（性犯罪関係）の改正に於いて、時代や国際レベルにあった、弱者保護を第一とした、性差別や人種差別の無いダイバーシティーの視点で取り組むべきであると考えております。

また、被害当事者やその家族、さらには加害行為をしてしまった人たちが、支援や治療、社会的資源に繋がる機会が失われて孤立しないよう、法改正と併せて、司法面接の導入や、多機関連携を活用したケース・バイ・ケースの支援・治療・教育体制を確立することが必須であると考えております。

よって、近親者からの性虐待被害当事者として、また、SIAb.の活動を行ってきた立場から、2016年9月15日付で書かれた貴会の『性犯罪の罰則整備に関する意見書』に関しては、強く抗議し、以下のことを要望します。

2. 要望

1) 『第2 意見の理由の『2. 強姦の罪(刑法第177条)の改正について』から抜粋

従来、侵襲性や妊娠の危険という意味で他の性的行為と異なる特別の意味がある等の指摘がなされてきたところであり、姦淫以外の行為類型に該当する事案の中に「姦淫」よりも可罰性が低い事案があることは否定できないはずである。

上記についての意見は、現行の刑法は明治時代制定されたもので、歴史的には貞操の侵害と位置付けられてきたため、そこには女性や子どもの「人権」という認識は皆無に近かった。

冒頭にも記述したように、約100年振りである刑事法（性犯罪関係）の改正に於いては、時代や国際レベルにあった弱者保護を第一とした、性差別や人種差別の無いダイバーシティの視点で取り組むべきです。

また、上記のような貴会の意見は、加害者の視点です。

「心の傷」は目に見えない。でも、被害者にとって「同意なき性的侵襲」は、どのような事案であろうと、心に傷を負ってしまうのです。例えば、「男性器」や「その他の挿入物」を「刃物」だと想像して欲してみてください。どこに入れられようが、どのような程度であろうが、被害者が相当の心の傷と恐怖を負うという、弱者である被害者の視点での認識を持って欲しいです。

2) 『第2 意見の理由』の『2. 監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設について』から抜粋

13歳未満の者は、性交の意味を十分に理解できず、同意能力も欠けるため、暴行又は脅迫を手段としない場合にも強姦罪が成立するとされている。しかし、13歳以上の者は性交の意味を理解することが可能であるから、相手方が監護者であるからといって直ちに真摯な同意がないとみなすことはできない。そこで、被監護者の意思に反する行為のみが処罰対象となることが文言上明確にされるべきである。例えば、要綱(骨子) 第3のうち、第1項に「わいせつな行為をした者」とあるのは「相手方の意思に反してわいせつな行為をした者」とし、第2項に「性交等をした者」とあるのは「相手方の意思に反して性交等をした者」とされるべきである。

上記についての意見は、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第6回会議（平成28年5月25日開催）に提出した資料1にも明記していますが、以下の事由から、強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和と地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設が必要であると考えています。

また、同じ事由から被監護者の意思に関わらず、『監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等は罪である』という認識を持って欲しいです。

以下の理由から、監護者と非監護者の関係においては、「非監護者の意思に反する行為のみ…」とある「意思」を明確に示すことは困難です。

- ① 近親者からの性虐待は、暴行・脅迫が伴うものもあるが、幼い頃から信頼を寄せていた大人が、手懐けるように、優しく、断続的に虐待行為を繰り返されることも多いため、特に年少者には、拒否すべきなのか、判断が難しくなる。
- ② 性虐待を受け続けると、被害者であるにもかかわらず、「自分も共犯だ」、「自分も悪いのだ」という意識を持つようになり、拒否したり逃げたりしなくなってしまうことがある。（これは、長期的な被害を受けたDV被害者が、抵抗する気力を失っていく「学習性無力感」とよく似た状態である。）
- ③ 家族崩壊や地域からの孤立を恐れたり、事件が公になった場合、自分や家族がどのように処罰されるか、世間からどう見られるかなど、大きな不安材料があり、脅迫等がなくても被害者は自ら口を閉ざすことを選択する。
- ④ 脅迫ではなく、薬物を使用して加害行為が行われることもある。
- ⑤ 被害者が、擁護者である者に訴えても、見て見ないふりをされたり、嫉妬などによる暴言、暴力を受けることで絶望感を感じ、抵抗や拒否ができなくなる。
- ⑥ 父だけでなく母も一緒に性虐待をしたり、強要したりすることもある。
- ⑦ 性虐待を受け続けると、他の性被害に遭った時、自分を守るために身につけた「解離（自分が自分であるという感覚が失われている状態）」や「凍りつき（頭の中は真っ白で、身心は凍りついたように活動を停止してしまう状態）」の症状を起こして動けなくなることがある。

以上のことから、「諮問第101号別紙要綱(骨子)」をそのまま認めてくださることを要望します。

以 上